

平成30年由仁町議会第2回定例会 第2号

平成30年6月15日（金）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第10号 財産の取得について
- 3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 5 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 6 会議案第1号 議員派遣について
- 7 意見書案 北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書の提出について
第1号
- 8 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（10名）

議長	10番	熊 林 和 男 君	副議長	9番	吉 田 弘 幸 君
	1番	羽 賀 直 文 君		2番	早 坂 寿 博 君
	3番	加 藤 重 夫 君		4番	後 藤 篤 人 君
	5番	浮 田 孝 雄 君		6番	佐 藤 英 司 君
	7番	大 竹 登 君		8番	井 村 勇 夫 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	平	中	利	昌
総	務	課	中	島		哲
地	域	活	河	合	高	弘
住	民	課	山	影	寿	幸
産	業	振	納	口	浩	昭
保	健	福	中	道	康	彦
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	川	原	田	直
町	立	診	安	達		智
町	立	診	今	澤	輝	隆
教	育	課	泉		陵	平
農	業	委	野	島		健
員	会	事				
務	局	長				

○出席事務局職員

局		長	菊	地	和	夫	君
主		査	山	口	明	久	君
事		事	下	田	葉	月	君

◎開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） 由仁町議会第2回定例会2日目、ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、本日の会議は成立いたしましたので、これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 井村君、9番 吉田君を指名いたします。

◎日程第2 議案第10号

○議長（熊林和男君） 日程第2、議案第10号 財産の取得についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第10号 財産の所得について、提案の理由を申し上げます。

除雪トラックの購入につきましては、6月4日入札を執行いたしました。その結果、契約の相手方などが決まりましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき提案するものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君） 議案第10号 財産の取得について、内容の説明をいたします。

この契約は、平成30年度一般会計予算に措置しておりました除雪トラックの購入につきまして、法令の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

取得する財産の名称、型式及び数量は、除雪トラック（10トンダンプ）、UDトラックス2DG-CZ5BL、1台です。

取得の目的は、除雪機械の更新です。

契約の方法は、別紙議案第10号資料のとおり3社による指名競争入札を予定していましたが、1社が入札の辞退を申し出てきたことから2社による入札を行い、第1回目の落札であります。なお、入札辞退の理由は、納入期限までに車両を納入することが困難であると判断されたことであります。

取得価格は、3,120万2,450円です。なお、落札率でございますが、74.3

%となっております。

購入の相手方は、千歳市上長都1039番地43、UDトラックス北海道株式会社千歳支店支店長、高村俊弘です。

議決をいただきましたら直ちに本契約を締結する予定であり、納入期限は平成31年3月20日であります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 財産の取得については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 諮問第1号

○議長（熊林和男君） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員は、現在3名が法務大臣の委嘱を受けておりますが、任期満了に伴い1名の方が勇退を希望しております。このことから、本年10月1日からの新たな任期に合わせ現任委員2名と新たに1名を当該委員として推薦するため、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めようとするものであります。

現在人権擁護委員であります山宮輝美氏は、平成18年から委員を委嘱されているとこ

ろであり、人格、識見高く、社会教育や青少年に対する防犯活動を推進し、信望厚く、人権擁護委員として適任であると考え、引き続き推薦するものであります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条第1項の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

◎日程第4 諮問第2号

○議長（熊林和男君） 日程第4、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

提案の趣旨とするところは、諮問第1号で申し上げたとおりであります。

現在人権擁護委員であります岩崎俊博氏は、平成24年から委員を委嘱されているところであり、人格、識見高く、農業を営む傍ら児童生徒の健全育成を推進し、信望厚く、人権擁護委員として適任であると考え、引き続き推薦するものであります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条第1項の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

◎日程第5 諮問第3号

○議長（熊林和男君） 日程第5、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

提案の趣旨とするところは、諮問第1号で申し上げたとおりであります。

今般新たに推薦しようとする大居寛氏は、平成25年11月から当町に住所を有しており、胆振管内において長年小学校教諭として児童への指導経験を有しているとともに、地域からの信望も厚く、人権擁護委員として適任であると考え、推薦する次第であります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条第1項の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（熊林和男君） 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

◎日程第6 会議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第6、会議案第1号 議員派遣についてを議題といたします。
事務局長に会議案の朗読をさせます。

○事務局長（菊地和夫君） 会議案第1号 議員派遣について。
議員の派遣について、次のとおり承認を求めます。

平成30年6月14日提出。提出者、由仁町議会議員、加藤重夫、賛成者、同じく由仁町議会議員、佐藤英司。

「記載省略」

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

この会議案第1号につきましては、ただいまの朗読でおわかりのこととしますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

会議案第1号 議員派遣については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎日程第7 意見書案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第7、意見書案第1号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に意見書案の朗読をさせます。

○事務局長（菊地和夫君） 意見書案第1号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する

意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成30年6月14日提出。提出者、由仁町議会議員、佐藤英司、賛成者、同じく由仁町議会議員、加藤重夫。

内容については、別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

この意見書案第1号につきましては、ただいまの朗読でおわかりのこととしますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

意見書案第1号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書の提出については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議会運営委員会の閉会中の審査について

○議長（熊林和男君） 日程第8、議会運営委員会の閉会中の審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の審査に付することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（熊林和男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。
平成30年由仁町議会第2回定例会を閉会いたします。

◎閉会 午前 9時47分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊林 和男

8 番議員 井村 勇夫

9 番議員 吉田 弘幸